

企画競争実施の公示

平成29年 2月 3日

国土交通省 四国地方整備局
野村ダム管理所長 武本 謹二

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 経営委託概要

(1) 企画競争に付する事項

野村ダム管理所における自動販売機の設置及び経營業務

(2) 募集対象業者

上記(1)について

自動販売機(飲料水の販売)の設置及び経營業務を希望する者 1者

(3) 募集対象施設の概要

野村ダム管理所庁舎

1. 所在地 西予市野村町野村8-153-1

2. 自動販売機(飲料水)

1) 設置面積 機械本体 幅920mm × 奥行660mm
回収ボックス 幅360mm × 奥行480mm

2) 台数 1台

3) 給排水施設なし

4) 入居官署職員数 約15名

(4) 営業期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、必要に応じて、5年を超えない範囲で期間更新ができるものとする。

(5) 営業の条件等

企画競争実施に係る説明書のとおり。

(6) 利用状況

企画競争実施に係る説明書のとおり。

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる要件を満たしていること。

① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加者の資格に関する公示(平成27年12月24日付官報)に基づく再申請の手続きを行ったものであること。)であること。

- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- ④企画提案書の提出期限の日から企画提案の特定通知を受ける時まで、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤法人の場合は、商業登記簿の目的欄に「飲料水の販売」に関する記載があること。個人事業主の場合は、会社等概要の事業内容欄において、「飲料水の販売」についての記載があること。
- ⑥企画提案書提出期限の日において、賃金や残業代の不払い、労使協定や就業規則違反等により労働基準監督署から処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。また、過去3年間に営業に関して贈賄等不法行為により起訴されていないこと。（法人の場合は「役員」を含む。）
- ⑦企画提案書提出期限の日において、食品衛生法(昭和22年2月24日法律第233号)第54条若しくは第55条又は第56条の規定による処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。
- ⑧設置する飲料水の自動販売機については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法：平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成28年2月）」の内、役務（飲料自動販売機設置）の判断基準を満たしていること。
- ⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑩企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務の受注実績
- (2) 実施体制
- (3) 実施方針
- ※ 詳細は企画競争実施に係る説明書のとおり。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒797-1212 愛媛県西予市野村町野村8-153-1
 国土交通省 四国地方整備局 野村ダム管理所
 総務係（内線214）
 TEL 0894-72-1211（代表）
 FAX 0894-72-3895

(2) 説明書の交付日時、場所及び方法

- 1) 期間 平成29年2月3日（金）から平成29年3月6日（月）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分ま

で。

2) 場所 上記(1)に同じ。

3) 方法 交付の請求は、交付場所に備え付けの交付申請書に必要事項を記入し請求する方法、又は必要金額分の切手を添え、必要な説明書の種類と申請者の住所、氏名を明らかにし請求する方法による。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

1) 期限 平成29年3月6日(月)16時00分

2) 場所 上記(1)に同じ。

3) 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(4) 施設等見学

施設及び設備等の見学は随時受け付けるので、見学を希望する場合は、事前に上記(1)の問い合わせ先に連絡(電話又はFAX)のうえ、その指示に従うこと。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無
実施しない。

5. 庁舎の使用許可期間

使用許可期間は、初年度は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、双方に特段の事情がなければ、許可期間は年度毎に更新することとし、当初許可日から最長5年間まで更新による許可が受けられるものとする。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用はしない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.②に掲げる国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者も、上記4.(3)により企画提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、企画提案書の提出期限のときにおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) その他の詳細は企画競争実施に係る説明書による。